

第3回札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会専門部会 (子ども・若者、生活・暮らし、地域、安全・安心分野) 会議録

日時：令和4年7月7日（木）10時開会

場所：カナモトホール 第2会議室（札幌市中央区北1条西1丁目）

出席：浅香委員、大西委員、梶井部会長、定池委員*、佐藤（理）委員、尚和委員、高橋委員*、福土委員、松田委員、吉岡委員（*…オンライン出席）

事務局：浅村政策企画部長、中本企画課長、田中企画係長、岩間企画担当係長

1. 開 会

○事務局（浅村政策企画部長） 定刻となりましたので、札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会の専門部会を開催いたします。

本専門部会の皆様におかれましては、お忙しい中、先週の6月29日に続きまして2週連続でご参加をいただき、ありがとうございます。

本日は、地域分野と安全・安心分野の基本目標にぶら下がる施策の方向性に関してご議論をいただきたいと考えてございます。前回と同様に、市の関係部局の職員もオブザーバーとして傍聴させていただいておりますので、ご承知おきいただければと思います。

なお、参考資料としまして、前回ご審議をいただきました子ども・若者分野と生活・暮らし分野とともに、ほかの専門部会で議論してございます経済、スポーツ・文化、環境、都市空間の4分野の施策もお配りしておりますので、必要に応じてご参照をいただければと存じます。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

○事務局（中本企画課長） 事務局の中本です。どうぞよろしく願いいたします。

本日の専門部会ですが、オンラインを含め、10名の委員の皆様にご参加をいただいております。大変お忙しい中を誠にありがとうございます。

定池委員、高橋委員におかれましては、いつもどおり、ご発言の際に挙手をいただき、ミュートを解除の上、ご発言をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、会場の都合で、大変申し訳ないのですが、11時45分には議事をまとめていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は梶井部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

2. 議 事

○梶井部会長 皆様、朝からありがとうございます。

今ご説明があったように、時間の制約がございますので、早速、議事に移ります。

本日は、地域分野及び安全・安心分野が議題となっております。前回に引き続きの後半部分となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1-1、資料1-2、資料1-3です。

ただ、ここは前回と同様ですので、先ほどご説明があったように、参考程度にさせていただいて、今日は事務局から資料2についてご説明をしていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中本企画課長） それでは、資料2の地域分野の施策についてです。

最初に、資料に掲載はございませんが、ビジョン編の第2章を基に、これまでの10年とこれからの10年を総括させていただきたいと思ひます。

これまでの10年をまとめますと、地域で共生できる環境づくりと市民自治という言葉に収斂できるかなと考へておひます。

行政としては、障がい者コミュニケーション条例、手話言語条例の制定や、パートナーシップ宣誓制度の創設、男女共同参画などの取組を進めてまいりました。

これによって得られた結果ですが、障がいのある方にとって暮らしやすいまちであると思ひ方の割合は、残念ながら横ばいの傾向が続いているという現状です。また、男女平等と考へる人の割合に至っては減少しているということで、施策の効果がなかなか見られていないというのが正直なところかと思ひます。

さらに、今後、労働力不足に伴う外国人の受入れ拡大によって、市内で暮らす外国人が増加していくことなども予想されるどころです。

また、市民のまちづくり活動への参加を促進するとともに、NPOなどへの支援も実施してまいりました。こちらについては、さぼーとほっと基金への寄附件数が大きく増加するほか、企業のまちづくり活動への参加数も堅調に推移しているということで、一定の成果が見られてきたところ です。

一方で、近年、まちづくり活動に参加したことがある方の割合が減少傾向にあるほか、町内会への加入率も、ご承知のとおり、減少し続けておひまして、市民アンケートの結果からも地域意識の希薄化が明らかになってきているという現状がござひます。

そこで、次の10年に向けましては、2030年のオリパラ招致などを契機としまして、市の中で共生の意識の定着をしっかりと図っていくとともに、心のバリアフリーを浸透させていくという転換が必要と考へておひます。

また、引き続き、市民自治の取組を推進し、地域コミュニティの中核である町内会の重要性の理解や活動を促進していくとともに、NPOなどの多様な団体との協働を促進していく段階に入っていくだろうと考へてござひます。

これを基に、資料2の地域分野のご説明をさせていただきます。

一つ目は、基本目標6の「互いに認め合い、支え合うまち」の目標に対する目指す姿1の「年齢・性別・障がいの有無・国籍・民族・宗教・文化などの違いを互いに認め合い、尊重し合う、平和で包摂的な社会となっております。」に向けた施策についてです。

ここでは、先ほども申し上げましたが、心のバリアフリーを市民や企業に浸透させていく観点と、障がいのある方、外国人の方へのコミュニケーション支援を充実させていく観点を盛り込んでおります。

丸の一つ目では、ジェンダー平等が息づく社会の実現に向けて、職場や家庭等、あらゆる場において、性別にかかわらず、誰もが活躍できるような環境の整備や意識の醸成、性の多様性への理解促進を図ることを掲げています。

丸の二つ目では、障がいのある人もない人も誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向けて、合理的配慮や障がい者雇用などへの理解を促進するほか、手話や要約筆記、点字など、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することを掲げたところです。

丸の三つ目では、外国人も日本人も誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、外国人向け相談窓口の運営や生活・コミュニケーション支援など、暮らしの不便、不安を解消するための取組を行うとともに、市民の多文化理解を促進することを掲げました。

丸の四つ目では、アイヌ民族の誇りが尊重され、市民が互いを尊重し合う社会の実現に向けて、アイヌ民族に関する理解の促進や伝統文化の保存と継承、振興を図るとともに、アイヌ文化を発信する施設の魅力を向上させることを掲げております。

丸の五つ目では、平和の尊さや札幌市平和都市宣言の理念の浸透に向けて、昨今の世界情勢から平和への関心が高まる中、市民が平和について考える機会の提供や戦争体験などを次世代に伝えていく取組を推進することを掲げました。

次に、目指す姿2の「世代や国籍を超えた交流や趣味を通じた交流などにより、市民のつながりが深まり、相互の信頼や協力が得られる社会が形成されています。」に向けた施策についてです。

丸の一つ目としまして、子どもや高齢者をはじめとした様々な多世代交流の促進に向けて、小学校区に相当するエリアを地域コミュニティエリアに設定し、小学校の改築等に合わせ地域交流施設を併設するなどの取組を進めるほか、学校図書館の地域住民への開放などを行うことを掲げました。

丸の二つ目では、地域の国際化や市民の国際交流の促進に向けて、姉妹・友好都市をはじめとする諸外国との交流や世界冬の都市市長会などを通じたまちづくりに関する情報交換を進めるほか、外国人市民の地域参画等を促進することを掲げております。

その他は記載のとおりです。

続きまして、基本目標7の「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」に属する目指す姿1の「誰もが自身のライフスタイルに合わせながらまちづくり活動に参加し、支え合いながら地域の課題を解決しています。また、区役所やまちづくりセンターが拠点となり、様々な活動が推進されています。」に向けた施策についてです。

丸の一つ目では、まちづくり活動への参加促進や担い手の育成確保についてです。昨今、まちづくり活動に参加したことのある市民の割合が減少傾向にある中、未来を担う若者へ

のまちづくり活動の大切さや必要性についての意識向上を図るほか、誰もがまちづくり活動を体験できる機会や情報を提供することを掲げました。

一つ飛ばして、丸の三つ目では、誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境整備に向けて、寄附文化を醸成するとともに、市民や企業などの寄附を通じたまちづくり活動を促進することを掲げております。

その他は記載のとおりです。

次に、目指す姿2の「誰もが市政を身近なものに感じ、計画の立案段階などから積極的に参加しています。」に向けた施策についてです。

丸の一つ目では、市政情報等の効果的かつ効率的な情報発信に向けて、誰もが見やすく使いやすいホームページを構築するとともに、SNSなどの様々なメディアを活用してまちの魅力や重要な施策等についてのプロモーションを行うことを掲げました。

丸の二つ目では、市民の市政への参加の促進に向けて、条例や計画などの政策決定過程や事業等の評価の段階などにおいて市民参加の機会を設けること、また、デジタルを活用して市が実施する施策への認知度や意見を短期間で把握、分析する環境の構築を検討することを掲げております。

次に、目指す姿3の「良好な生活環境の維持につながる地域コミュニティの中核として、地縁による団体（町内会・自治会）が生き生きと活動しています。」に向けた施策についてです。

先ほども申しあげました市民アンケートの結果では、地域意識の希薄化が非常に明確になってきてございます。

それを踏まえまして、丸の一つ目では、町内会活動等のさらなる活性化に向けて、町内会の意義や重要性を広報啓発するとともに、活動への支援や加入促進に向けた支援を行うこと、また、市民集会施設などの活動の場を維持、充実する際の支援を行うことを掲げております。

また、丸の二つ目では、地域コミュニティ施設の利便性向上に向けて、ICT機器等を活用した多様なコミュニティ活動ができる環境整備を行うほか、施設の予約や使用料等の支払い等のデジタル化を拡大することを掲げました。

最後に、目指す姿4の「地縁による団体（町内会・自治会）、福祉のまち推進センター、NPO、商店街、企業などの多様な主体が参画し、地域に密着したまちづくり活動が進んでいます。」に向けた施策についてです。

丸の一つ目では、多様な主体による地域に密着したまちづくり活動の促進に向けて、NPOと町内会、商店街等の協働の促進や活動への支援を行うほか、企業がまちづくり活動に参加しやすい環境整備や認定制度などの企業価値の向上につながる支援を行うことを掲げております。

その他は記載のとおりです。

地域分野の説明は以上です。

○梶井部会長 大変重要な分野かと思えます。

基本目標は6と7の二つがございますので、基本目標6から皆様方のご意見を伺ってきたいと思えます。

○吉岡委員 まず、基本目標6の目指す姿1にジェンダー、障がい、外国人、アイヌ民族、平和という五つの項目が出ておりますけれども、例えば、二つ目の丸の障がいのある方の項目です。障がい者雇用などへの理解を促進するという事も含まれているのですが、今の段階では何とも言えないにしても、外国人の方に対しての雇用面への理解の促進までは踏み込まないほうがいいのでしょうか。

10年後、コロナが一定程度収束したら、かなりの外国の方が札幌にお住まいになるということも想定されるのかなと思えます。今は人口減少社会ですし、そういった方々の雇用という方面も我々は用意しておく必要があるのかなと思っておりますので、意見としてお伝えしておきます。

もう一点は、目指す姿2の世代や国籍を超えたというところについてです。丸が三つあり、その一つ目の丸に、多世代交流の促進に向けて、小学校区に相当するエリアをとありますが、これはすごく賛成します。小学校区は、徒歩圏内で、地域に住んでいる方たちがアクセスできるという区分けになっていると思えますので、小学校区エリアで考えていく、そして、小学校の改築等に合わせて地域交流施設を併設するという取組にはすごく賛成します。

恐らく千葉県習志野市の秋津小学校のコミュニティルームなどをイメージされているのかなと思うのですが、その取組ですと、小学校の教育とはまた異なる形で、小学校の先生たちに必要以上に負担をかけず、地域住民が地域のコミュニティをつくるために小学校の建物を管理しつつ、利用させてもらうという取組だと思いますので、もしもそちらの方向でということであれば、それを参考に札幌市も小学校を十分に活用するという方向で進めてもらいたいなと思えます。

○梶井部会長 2点について貴重なご意見をいただきましたが、また検討させていただきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤（理）委員 目指す姿1についてです。

最近、コミュニケーションツールなど、いろいろなものを見せるのにICTを活用したものがすごく多いです。この目標を実施していくに当たって、きっとICT機器をすごく使われていくのではないかなと思えますが、ほかのところでもICT機器を活用してということが載っているので、ここにもそのことを載せてもいいのかなと思えました。

○梶井部会長 基本目標6にもデジタル化の推進をということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○定池委員 質問が1点とコメントが1点です。

まず、基本目標6の目指す姿1に向けた施策の上から4番目の丸のアイヌ民族のところ

についてです。私が聞き漏らしたかもしれないのですが、文中にアイヌ文化を発信する施設と書いていただいていますよね。その施設についての確認ですけれども、こちらは小金湯にあるピリカコタンという認識で合っていますでしょうか。

○事務局（中本企画課長） 定池委員のご認識のとおりです。

○定池委員 こちらの施設は私も見たことがあって、充実しているとは思いますが、やはり郊外にあって、公共交通で行くのもなかなか大変だなという印象があります。

ですから、魅力の発信だけではなく、アクセスのしやすさも検討に入れたほうがいいのではないかなと思いました。

○梶井部会長 基本目標6について、皆様からご意見や付け加える視点などがございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井部会長 基本目標7にも広げます。いかがでしょうか。

○定池委員 目指す姿3のところでも町内会活動について触れていただいております。1番目の丸のところにも町内会の意義や重要性を広報啓発するとともにと書いてあります。

意義や重要性が分かったから加入するかというと、多分、それも違う話で、地域によっては、古くからの住宅街で、地縁が強く、町内会が頑張っている地域も札幌市内にありますけれども、転入者の方が多く、もともといらっしゃる住民の方が少なく、町内会をつくること自体が難しいところもあると思うのです。ですから、札幌市の中でも、それぞれのエリアの住民の層に分け、参加しやすい町内会の在り方に行政がどこまで手を加えるかというのは市民自治というところで難しいと思うのですが、参加しやすい町内会のつくり方への支援の言及もご検討をいただけないかなと思いました。

○梶井部会長 ご趣旨はよく分かりました。札幌には10区あるのですが、ほとんど地縁のないような、転入者がすごく多い地域もあれば、南区のように高齢化率が高く、地縁はあるものの、新しい方が少ない地域など、区ごとに特性がありますよね。その意味では、区の特性を考えて、先ほど吉岡委員からも外国人の方はというご指摘がありましたけれども、これから外国人が増えていくということもあるかと思うので、10年後を見据え、区の特性を考えた上での支援の仕方の工夫ができないのか、仕掛けができないのかについても考えさせていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

○吉岡委員 今、町内会のこと定池委員から出ましたが、私も、今日、町内会のことについてぜひ意見を述べたいなと思っておりまして、お伝えしたいと思います。

目指す姿3のところについてです。

町内会というのは札幌のとても大きな財産だと思っています。先ほどのまちづくりのところでも若者というワードが入りましたが、町内会活動にも若者と入れて、そこをメインに活性化してはどうかと思っています。

どうしてそう思うかといいますと、今、私が勤務している大学は恵庭にあるのですが、先日、町内会活動をされている高齢者の方から、小学校の子どもたちに自分の戦争に関わる体験をお伝えしたい、平和について子どもたちに語りたいたけれども、様々なICTなどを使って発信するのはなかなか難しいので、大学生の力を貸してほしいと言われて、学生を何人か紹介したのですが、先日、小学校で平和について話したとき、大学生がユーチューブライブ配信をやってくれたのです。これによって子どもたちにも伝えられたし、自宅にいるような地域の方にも伝えられ、町内の様々な活動が一気に活性化したなという経験があるのです。ですから、町内会活動も若者をターゲットに、今後10年の中で活躍してもらうことを目指してはいかがかなと思います。

○梶井部会長 おっしゃるように、若い人は、地域社会に決して関心がないわけではなく、関心を持つ取っ掛かりがないということもあろうかと思えます。その意味では、目指す姿3に地縁による団体（町内会・自治会）が生き生きと、と書かれているわけですが、そこと若者とをどう結びつけるかについて、施策の方向性としてどこかに具体的に書いてもいいかもしれませんね。そうでないと、本当に加入率はじり貧です。全体として70%を割っていますものね。だから、若い人をどう入れるかも具体的に念頭に置いてというご意見だったかと思えますけれども、考えてみたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○福士委員 基本目標7の目指す姿の3と4に関係することです。

今、町内会活動をやっている立場から話をしたいと思いますが、今まさに町内会存亡の危機と盛んに言われております。札幌市でも、ご存じのように、来年の町内会に関する条例の制定に向けて動いていまして、いろいろな方から声を聞き、集約に向かっているところです。ただ、10年後を見据えたとき、現状の町内会の在り方は相当変わっていくのではないだろうかと考えられています。

札幌の10区を見ていると、各地区において特色を生かした活動が徐々に動き出しています。そういったものをこれから行政当局がどのようにキャッチし、フォローしていくかというのが一番のポイントです。

先ほど言った町内会に関する条例の中でも新たな取組として出されているのですが、従来、個々に町内会については進めてきた結果、結局、町内会が維持できなくなっているのです。そういう中で、行政としてのさらなる支援を加えようということです。ただ、支援となりますと、財政的であれ人的であれ、大変ハードなのではないかということです。

我々、現場をつかさどっている立場から言いますが、そこを間違えてしまうと、住民側は全てを行政がやってくれるのではないだろうかとなってしまいます。そういう間違った考えだけにはならないようということがあります。

目指す姿4の施策ではいろいろな団体名が書かれていますよね。実際に現場で動いている組織体ですが、前からいろいろと言われているとおり、NPOの存在価値が非常に見えづらいのです。ここを改善したならばさらに前進するのではないだろうかと考えておりま

すので、目指す姿4の中にそれも入れて、幅広く関心を高めていくことで10年後に生きてくるような気がしますので、工夫をしていただければと思います。

○梶井部会長 NPOは地域の住民としては見えづらいですか。

○福土委員 やる側の方々からも聞いてみたいですね。

○梶井部会長 尚和委員、何かございますか。

○尚和委員 NPOにもいろいろとあって、地域と密着して活動するタイプのところと全国広く中間的に活動するところがあります。ただ、NPOが地域と連携したいと言ったとき、町内会側も受け入れるような体制にしていただけるとNPO側も活動しやすくなるのかなと思います。

しかし、NPO側が地域に入っていくのが難しいケースが多い感触はあります。過去にいろいろと問題があり、NPOに対して悪いイメージを持っている町内会があることもあります。そういったときに役所の方に間に入っていただいて、どういう関係性でやっていけるか、NPOに対して正しいイメージを持っていただけるか、そうしたサポートをしていただき、うまくつながれたというケースもございます。

NPOに対しては、多くの人にしっかりと理解を持っていただけていないケースもあるのかなと思いますが、市役所にサポートをしていただけたら、またさらに連携がつながって増えていくのではないかなと思います。

また、意見になりますが、基本目標7の目指す姿1のまちづくり活動の担い手の育成確保というところに未来を担う若者としっかり書いていただけて、すごくよかったなと思って賛成します。

また、先日の生活・暮らし分野にも関わってくるかと思うのですが、働いている男性の中には退職した途端に人とのつながりがなくなって孤立してしまう方が多いということをよく聞いておまして、私たちもよく目にしております。お家に閉じ籠もってしまうケースがよくありますので、働いているときからまちづくりなりボランティア活動に参加するイメージを持っていただけるとよろしいのかなと思います。

つまり、若者だけではなく、今の働いている世代の人たちにも積極的にまちづくりに関心を持っていただけるような情報を発信してほしいということです。ここには情報を提供すると書いてあるのですが、提供だけではなく、積極的に発信していくぐらいの取組が必要なのではないかなと思います。そういった意味では、目指す姿4に書いてはあるので、働く世代に関わっている企業との連携もすごく重要になってくるのではないかなと思いました。

○梶井部会長 若者と絡めるのであれば、四、五十代と地域との関係も重要かと思います。その世代を捉えた仕掛けも考え、戦略の文言に入れられるなら入れていきたい。あるいは、具体的な事業レベルで検討出来ればと思います。

また、町内会とNPOのすごくリアルなそれぞれの立場のご意見を伺えて大変よかったと思います。

松田委員、それについて何かありますか。

○松田委員 尚和委員からあったNPOのお話はまさに若者も同じで、若者が何か活動しようと思ったとき、一番難しいのが地縁でして、若者の活動が地縁団体にはじかれるのです。若者は、流動市民というか、その土地に責任を持って、その土地を購入してそこに住んでいる者ではないので、この地域で何かをやりたいという思いつきやアイデアをよそ者が持ち込んでも、地縁に阻まれることがあまりにも多いのです。尚和委員はかなりオペラートに包んでおっしゃっていましたが、そこが若い人にとってまちづくりの一番の障壁になっているという事実もあります。

ですから、ブリッジングというか、若者たち、あるいは、志（こころざし）の支援みたいなものと地縁をどう結びつけていくかに行政や私どものようなところが役割を担うのだろうなとすごく感じています。

基本目標7にもまちづくり活動ということがたくさん出てきますけれども、若い人にとってはまちづくり活動という言葉に親しみが無いといえますか、町内会のごみ拾いに参加することなのでしょうと思っている人があまりにも多いのですね。これは海外の人が言っているのですが、学校の生徒会や児童会の場面で声を上げ、自分たちで規則を変えていくという体験をせず、操り参画と呼ばれているような状態だということです。

学校の話は置いておくとして、若い世代が本当の意味でまちづくり活動に参画しようとしたとき、それは求められていないのだな、黙って言われたとおりにすればいいのだなと若い世代の方に思われぬようなアクションをしていかないといけないなと思います。

○梶井部会長 行政の役割としては、やはり、地域住民、若者も、様々な世代の市民がどう地域に関わっていくか、その意欲をまず引き出すということがあります。それから、NPOなど、意欲のある人たちは並列的に存在しているわけですが、そこをどうつなぐかということがあります。そこらを踏まえ、行政としての役割、機能を具体的にどう果たしていくのかについて明示していただければいいかもしれません。

それでは、大西委員、高橋委員の順でお願いいたします。

○大西委員 今、いろいろお話を伺っていて感じたことでもあるのですが、町内会の意義や重要性を広報啓発というのは押しつけになってはいけないということもあります。今、いろいろお話を伺うと、やっぱり地縁の強いところとそうでないところでは町内会の在り方について異なった考え方が必要だということですよ。

例えば、NPOとつながってうまく活動ができた町内会の取組を広く発信し、そういったところに意義を見つける、気づきがあることで、町内会の重要性に気づくこともあると思いますので、モデルの町内会を設定してみてもどうかと思います。地縁の強い地域ではこういった取組をすることで強いつながりをもさらに向上させていくことができそうだ、地縁がなかなか薄い地域ではこういった取組がまず第一歩になるのではないかなど、そういったモデルケースをつくって横展開をしていくことでそれぞれの課題ごとにどう考えていくのかを検討していくのが重要ではないかと感じました。

また、まちづくり活動についてです。

先ほどもお話が出ていましたけれども、ボランティア活動に参加をする、会議に委員として参加して意見を発言するなど、何がまちづくり活動なのかをイメージしたとき、市民の方たちにとってハードルが高いのかなという印象があります。でも、市が行うアンケートに回答することだけでも市政に参加したことになりますし、私としては、今後のデジタル化社会においては、人流データを提供していることが市政に参加していることになるのではないかと感じています。

つまり、皆さんの日々の生活が実は市政の今後の在り方の検討に役立っているのだというだけでもまちづくり活動への参加になるのではないかなという印象を持っていますので、こういうこともまちづくり活動に参加したことになるのだというハードルを下げるような啓発も重要と思います。

もう一点、目指す姿2の市政を身近なものに感じるということについてです。

私たちは小学校で感染症予防教育をする活動をしているのですが、その中で、札幌市の保健所の方にご協力をいただいて、保健所の活動について小学校で授業をしてもらっています。そうすると、濃厚接触者の確認や疫学調査、電話がけをする、あるいは、保健所は自宅療養の人たちにこのように健康状態の確認をしているのですよと話してもらくと、子どもたちはすごく興味を持って、保健所はそういう仕事をしているのだと非常に身近に感じるという意見をもらいました。

このように、市の取組について、教育現場で子どもたちに実際に体験してもらったり、あるいは、話を聞く機会を増やしたりするということはかなり重要ではないかと思しますので、SNSなどで発信していくことも重要だとは思うのですが、教育現場の中で市政の活動について広く周知し、教育の中に入っていった身近に感じてもらうのも一つの方法かと思いました。

○梶井部会長 具体的なイメージをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 今の高橋委員のご意見に全く賛同いたします。コミュニティを支える人の育成というのは、10年、20年、30年と長期的な取組が重要なのではないかと考えました。もちろん、短期的な取組も重要なのですが、同時に長期的な戦略、取組が必要だと思います。

基本目標7の目指す姿1、2、4に関連することですが、まちづくりの担い手の育成、計画の立案、また、まちづくりそのものに大学や初等中等教育との連携、参加ということが文言としてあまり出てきていないように思いますので、学校との連携や参加という言葉として入れてはどうかと思います。

高等教育では、地域課題の解決を通じた教育が今注目されていますし、社会の課題解決に貢献できる人の育成が求められております。実際に現場に行って考える教育を支援することも重要ですが、実際にそこから何かよいアイデアが出てくれば、現実的に取組

として形にするということも可能かと思えます。札幌市において既に様々な取組がなされていることは私も承知しておりますけれども、学校を通じた地域の課題やまちづくりを考える仕掛けについても検討してはどうかということです。

特に、先ほどの町内会の問題に関する委員の方々のご意見を伺っていると、学校へのアプローチというのは、特に外国人住民の方などのことを考えると、より一層重要なのではないかなと思えました。つまり、人口構造やそこに住まう人々のコミュニティの形が変わってくるからで、市やどこかで考えるというよりも、まさに皆さんで、自分たち自身で模索して考えていく問題だと思えますので、そうしたことを考えていく文化や手だてを、学校教育を通して考えていただければと思います。

○梶井部会長 基本目標6の「互いに認め合い、支え合うまち」も含めて、資料2の全体に関して、高橋委員、大西委員がご指摘してくださったように、担い手といいますか、教育とどう絡めていくかもすごく重要なのだなと感じましたし、その書きぶりが全体として少し弱いかもしれませんね。ご指摘のとおりかと思えます。

外国人や障がいのある方、あるいは、心のバリアフリーを考えたときに、寛容性を教育の中でどう育てていくかという視点も重要だろうと思えますので、教育という視点についてはもうちょっと考えさせていただきたいと思えます。

それでは、浅香委員、お願いします。

○浅香委員 一つ違和感があったところがあるのですけれども、基本目標7の目指す姿1の丸の三つ目に寄附文化を醸成するという項目です。

寄附によって環境整備を図り、寄附をしていただいた方々と活動を促進するという意味だと思うのですけれども、昨今、家庭環境についていろいろ言われている中、寄附に関する内容を、全市民を対象にしたまちづくりビジョンの中に入れてもいいものなのかなと感じました。

最後の目指す姿4の最初の丸の中に協働の促進や活動へという文言があるのですけれども、誰もがというのは、目指す姿4にすると、NPOや町内会、商店街と一般市民の方が全て対象だと思うのですね。寄附文化を醸成することは悪いことではないと思えますし、言い方は分からないのですけれども、二つ目の寄附を通じたというところは手直ししていただければと思っていました。

それから、6月29日の委員会的时候、言いたかったことは、基本目標6目指す姿1の丸の二つ目についてでした。多様なコミュニケーション手段がこれから整備されること、あわせて、これには書かれていないのですけれども、障がいでのいろいろな移動手段の助けが必要な方がいて、そうした方にとっても使いやすい整備をしていただきたいということでした。

○梶井部会長 具体的にご指摘をいただきまして、ありがとうございます。検討させていただきます。

それでは、佐藤委員からお願いします。

○佐藤（理）委員 基本目標7の目指す姿1の丸の5個目で、地域での支え合いの促進に向けてということで、見守り活動をやりましょうということが書かれていて、それはぜひやって広がっていったらいいなということですし、今も実際にやってくださる方たちがいらっしゃるのですけれども、介護側からの考え方といいますか、今感じていることをお話しします。

厚労省で地域包括ケアを進めていまして、それにより医療と介護は割とつながってきています。医療では生活・暮らし分野のところでも在宅に入ってきますよということが載せられていたのですが、ここの地域とつながるといことがなかなかできていません。地域は在宅生活を支える一番の基盤なのですが、そこにはなかなか入り込めず、介護と医療だけが外から割り込んでいるのが現状です。

なお、その理由ですが、個人情報保護の壁があるからです。町内会の方を紹介してほしい、また、関係者が隣の方に声をかけても、隣のことは勝手にお話しできないわ、個人情報なのでという感じでなかなか入り込んでいけないのが現状です。ですから、医療や介護事業者、地域の方たちがつながって支援をしていきますよという計画にしていただけると入っていきやすいのかなと思いますので、医療と介護との連携もここに載せていただけたらうれしいです。

○梶井部会長 医療と介護との連携について、また個人情報の保護が地域での活動をやりづらくしている点も民生委員の方からも伺うことがあります。そこをどううまくブレークスルーできるかという課題のご指摘だったと思います。ありがとうございます。

資料2の基本目標6と7についてほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井部会長 後で戻る可能性も含めて、今度は資料3に入っていきます。

安全・安心分野について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（中本企画課長） 資料のご説明の前に、これまでの10年とこれからの10年についてお話をさせていただきたいと思います。

これまでの10年は、平成23年に発生した東日本大震災の影響があり、現行の戦略ビジョンでは非常に色濃く地震対策を強く打ち出しており、行政としては、それに基づいて避難所の環境整備や地域防災体制づくりを実際に進めてまいりました。

平成30年には胆振東部地震が発生し、実際に震災を経験したということもあり、データとしては、災害に対する備えを行っている家庭の割合が大きく増加したことや、建築物の耐震化や非常用電源の設置も進んでいるという傾向が見て取れます。

一方で、災害に備えた活動を行っている自主防災組織の割合は横ばい傾向であり、様々な災害への対応という観点から行くと課題はまだ残されています。全国的にも、地震ばかりでなく、大雨などの風水害の被害や新型コロナウイルスの感染拡大など、日常生活に大きな影響を及ぼすものが見えてきた10年であり、まだまだ対策が必要であることを再認

識した10年だったと理解しております。

次の10年に向けましては、地震はもとより、風水害にも備えた防災・減災体制を幅広く整えていくことや、災害情報の発信等を多元化し、デジタル技術をうまく活用してより効果的な活動を行うことが必要であるほか、平時の安心・安全として、高齢者人口が増加していくことが見込まれており、インターネットやデジタルの活用による反作用の面もあると思いますが、消費生活トラブルの防止にも力を入れていく必要があるだろうという認識でございます。

その上で、資料3の安全・安心分野を整理しております。

まず、基本目標8の「誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち」の目指す姿1の「地震や風水害・雪害といった自然災害や感染症の感染拡大などが起きても、生活や経済への影響を最小化するとともに、感染症の感染拡大を早期に抑えることができています。」に向けた施策についてです。

この項目では、災害が発生する前の段階の防災・減災に向けた取組を整理させていただいております。

丸の一つ目では、社会状況や最新の知見を反映させ、災害時に想定される被害を軽減するため、発災前や応急・復旧・復興期の対策について、強靱化計画や地域防災計画の見直しを行うことを掲げています。

丸の二つ目では、災害時に迅速かつ的確な応急対策を行うため、災害対策本部機能の強化や情報伝達手段の整備を行うほか、企業等との災害時協力協定を締結するなど、協力体制を強化することを掲げております。

二つ飛びまして、丸の五つ目では、地震による被害を最小限にとどめるため、公共施設、上下水道などの耐震化を進めるとともに、大規模盛土造成地の地震時の安定性について調査等を行い、安定性が確保できていない盛土について対策を進めることを掲げました。

その他は記載のとおりです。

次に、資料の右側にお移りください。

目指す姿2の「災害時や感染症の感染拡大時においても、誰もが安心して医療や介護を受けることができています。また、一人で避難することが難しい方への細かな配慮がなされているなど、誰一人取り残されずに被災者の安全が確保されているとともに、復旧復興に向けて市民に寄り添った支援が行われています。」に向けた施策についてです。

この項目では、災害等が発生した際の被災者への支援などについて整理をしております。

丸の一つ目では、避難者が安心して生活できるよう、避難所環境を整備するとともに、応急対策物資をより効率的に供給できる体制を整えるほか、厳冬期等を想定した訓練や研修を行うことを掲げています。

丸の二つ目では、あらゆる市民に適切かつ効果的に災害情報を提供するため、情報伝達体制を強化すること、また、災害から命を守り、いち早い生活再建と災害復旧を実現するため、AIを活用した避難誘導支援や情報収集・発信などの仕組みづくりを推進すること

を掲げました。

丸の三つ目では、災害時や感染症の感染拡大時でも安定的に医療を提供するため、医療体制の充実強化や市立札幌病院の機能強化に向けた取組を進めるほか、感染症の患者等の移送体制を強化することを掲げたところです。

丸の四つ目では、災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の充実に向けて、モデル避難訓練などを実施するほか、災害危険区域に居住しているなど、優先度が高い避難行動要支援者への個別避難計画の作成を推進することを掲げております。

続いて、目指す姿3の「防災への意識が向上し、誰もが冬季の災害も想定した備えを行っています。また、有事の際には一人一人が主体的に行動し、協力し合うなど、地域の防災力が高まっています。」に向けた施策についてです。

この項目では、市民意識や地域防災などの自助、共助に向けた取組を整理しております。

丸の一つ目では、日頃の災害への備えを促進するため、あらゆる世代に対して土砂災害や厳冬期の災害も想定した防災知識の普及啓発を行うことを掲げています。

丸の二つ目では、地域での防災活動の活性化に向けて、地域における防災意識の醸成を図るほか、地区防災計画の作成や地域特性を生かした自主防災組織の活動への支援を行うことを掲げました。

その他は記載のとおりでございます。

2枚目にお移りください。

基本目標9の「日常の安全が保たれたまち」に属する目指す姿1の「犯罪や消費生活に関するトラブルの発生が未然に防止されています。」に向けた施策についてです。

刑事事件の認知件数や消費者センターの相談受付件数等は減少傾向にありますが、今後、高齢者人口の占める割合が増加していく中で引き続き取組を強化していく必要がある分野だろうという認識です。

丸の一つ目では、犯罪の未然防止に向けて、地域の公共空間における防犯カメラの設置を推進するほか、客引き行為等を防止するための取組を推進すること、また、犯罪被害者等の経済的負担の軽減や精神的な被害の回復に向けた取組を行うことを掲げています。

丸の二つ目では、消費生活に関するトラブルの未然防止に向けて、悪質商法に関する注意喚起や消費者教育を推進するほか、高齢者や障がい者の消費者トラブルの早期発見・救済に向け、企業や市民と連携して見守りや啓発を行うことを掲げました。

丸の三つ目では、子どもの犯罪被害の防止や安全確保に向けて、地域防犯に関する広報啓発や防犯活動の取組への支援等を実施するほか、登下校時の見守り活動等を行うこと、また、子どものインターネット利用に伴う犯罪被害を防止する取組を推進することを掲げたところです。

次に、目指す姿2の「強靱な消防・救急体制が構築され、市民の安全・安心が守られています。」に向けた施策についてです。

今後、高齢者の増加に伴い、救急需要も増えていくことが予想される中、デジタル技術

等をうまく活用し、業務の効率化、地域防災力の向上を図ることが効果的であろうという認識です。

丸の一つ目では、自主防火対策の推進や持続可能な消防団体制の構築に向けて、子どもや高齢者への安全・安心の提供や防火・防災意識の向上のほか、消防団員の活動環境や教育体制を充実することにより地域防災力を向上することを掲げております。

丸の二つ目では、広域的な消防行政の推進に向けて、札幌圏における消防本部での119番受付業務の共同運用及び消防隊員の育成強化のための訓練環境を充実することを掲げたところです。

丸の三つ目では、大規模災害への備えや対策に向けて、消防署等の地域の防災拠点施設の維持更新や迅速な消火活動が行える資機材の整備を行うこと、また、土砂災害対応体制や消防航空体制のさらなる強化を図るとともに、女性消防吏員の活躍を推進し、万全な消防・救急体制を構築することを掲げました。

丸の四つ目では、質の高い消防・救急サービスを市民に提供し続けるため、ICTや先端技術の活用による消防、救急の効率化を推進するほか、設備等を適切に維持、更新することを掲げております。

資料の右側にお移りください。

目指す姿3の「交通ルールや自転車マナーが遵守され、事故の少ない安全な交通環境が実現しています。」に向けた施策についてです。

道路交通事故における札幌市内の交通事故発生件数は減少傾向にある一方で、高齢者人口が増加していく中での対策が重要性を増していくことや自転車の利用者が増えていく観点も踏まえた取組が必要であろうという認識です。

丸の一つ目では、交通ルールや自転車マナーの理解の促進に向けて、交通安全教室の開催や、押し歩き地区、マナー推進地区における交通違反に対する指導等を行うほか、高齢ドライバーによる交通事故の防止に向けた取組を進めることを掲げています。

丸の二つ目では、歩行者、自転車、自動車の通行環境に関する安全性の向上と総合的な駐輪対策の推進に向けて、自転車の楽しい通行位置を見える化するほか、都心部や駅周辺において、駐輪場整備、放置禁止区域指定、放置自転車撤去等を行うことを掲げました。

その他は記載のとおりです。

最後に、目指す姿4の「食の安全が守られ、誰もが健やかで豊かな食生活を送っています。」に向けた施策についてです。

食品衛生に関する市民の相談件数も減少傾向にありますが、引き続き、食の安全に関する情報発信、普及啓発をしっかりと行っていく必要があるだろう、生きるための基本であるという認識です。

丸の三つ目では、食品の安全性などに関する学習機会や情報提供の充実に向けて、子どもから大人まで、幅広い年代が学習できる機会の提供や、家庭、地域などで食育を進めるほか、食の安全・安心について、様々な広報媒体を用いて、正しい情報を入手できる環境

を整備することを掲げております。

その他は記載のとおりです。

安全・安心分野の説明は以上です。

○梶井部会長 それではまず、資料3の基本目標8の「誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち」について、皆様からご意見をいただければと思います。

○佐藤（理）委員 最初に、一番後ろのところについてお話しします。

基本目標8の目指す姿3の丸の三つ目のところに避難行動要支援者名簿を作成すると記載されていまして、現在も作成されていますが、この名簿の信憑性、確実性がどうなのかなと常に感じております。私も詳しくは分からないのですが、高齢の方に書類を送って、「あなたは災害時に支援が必要ですか？必要ないですか？」という問いに丸をもらって、返ってきますよね。そして、請求されるとその資料を提供すると聞いています。

これが本当にそうなのかどうかは分かりませんが、名簿の作成に当たって、高齢者の方は災害になったときの自分を想像できていません。私たちの利用者様に調査の書類が来たかと聞いたら、いや、ケアマネジャーがいるから大丈夫でしょう、ヘルパーが来てくれるし、大丈夫でしょうという簡単なお返事でしたし、自分は要支援者ではないということでした。

ケアマネジャーやヘルパーが行っていますけれども、それは通常の生活の中であって、災害になったとき、札幌市は広いですから、遠くにいる、散らばっている利用者様全てに手を差し伸べられるかという、なかなか難しいのです。そこは、地域の近くにいる方が手を貸してくださる状況がないと、多分、埋もれてしまう方たちが出てくるのかなと思っています。

ですから、いろいろな人と協力しながら作成すること、また、名簿については希望があれば提供するのではなく、ある程度強制的に配付してはどうかと思っています。個人名は伏せるにしても、こういう状況の人が地域にいますよということを知らせるという積極的なものがあったらいいのかなと思いました。

いろいろな人たちの声も聞きながら作成に当たってもらいたいなと思いますので、それを追記していただけたらありがたいなと思います。

○梶井部会長 高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 目指す姿3の防災知識の普及啓発のところですが、届けたい情報や知識がなかなか思ったように届かず、日頃から行政の皆様は大変ご苦労をされていると思います。そのために、今よりも、一層、学校や企業を通した防災知識の普及啓発を行ってはいかがかと思えますし、それを明記されてはいかがかと思えます。

学校や企業を通した知識の普及というのは、雪のないほかの地域や特に外国から来られた方々にとって重要だと思っています。というのは、経験したことのない種類の災害は、次に何が起こるのか、どの程度のことが起こるのかが全く想像できませんので、より怖いですし、文化や社会構造のバックグラウンドが異なっていれば防災に対する考え方や行動

も当然異なります。

例えば、地震をほぼ体験したことがないような国や地域から来た学生は、防災センターに行くと、地震体験コーナーで体験をしてみると驚くのです。そして、揺れを感じたらまず何をする、次に何をするとといった基本行動の知識を得ることになります。こういったことを市から直接市民に伝えるのは限界もありますので、所属している企業や学校と連携しながら伝えていくことが必要ではないかと思いました。

○梶井部会長 地震のないところから来られている外国人の方もいらっしゃるって、地面が揺れるとびっくりするのですよね。そんなこともあるかと思います。

それでは、定池委員、お願いいたします。

○定池委員 専門なのでたくさんあるのですが、できるだけコンパクトにお伝えするようにします。

まず、目指す姿1に雪害ということが目指す姿1の中の文言に入っているのですが、丸の項目として挙げていただいているところに雪害に関する言及がないのが気になりました。このときの雪害には幾つかの捉え方があると思うのですが、大雪対策という考え方と雪の事故防止という観点があります。私は、国の豪雪地帯の対策に関する審議会の特別委員を拝命しておりまして、この前、3月末に豪雪地帯対策特別措置法の改正がありました。そのときに積雪寒冷地といった豪雪地帯の特性に鑑みた地震等の防災対策をすることも明記されたこと、あと、雪の事故防止に関して、命綱を固定するアンカーを設置することを促進しようということも追記されました。これは、雪の事故防止という観点で、除雪中に屋根から転落することを防ぐための措置ですけれども、そういったこともこの中に含めるのかどうか、ほかの項目にないのであれば、目指す姿の1か3に含めたほうがいいのではないかと考えます。

それから、目指す姿2についてです。1か2か3かで迷っているのですけれども、帰宅困難者など、札幌市民ではない方々に関する言及も必要ではないかと考えております。先ほど外国から札幌に留学等で来られた方という言及もありましたけれども、一時的な滞在者もこうした対策の中に含めて記載すべきだと思います。

調べたところ、帰宅困難者の対策に関しては札幌市において平成30年3月にガイドラインをつくられていますよね。私はその動きを把握できていなかったのですが、かつてもされておりましたし、胆振東部地震のときもいろいろな対応をされていますよね。それにその後の対策もあると思うので、帰宅困難者対策が必要だと思います。

それは、帰宅困難者の方々のそのものの対処として大切であるのと同時に、東日本大震災のときも仙台市で大きく課題になって、その後、避難所の在り方の検討が大きく変わったのですが、駅や病院の近くの避難所に帰宅困難者が殺到し住民の方が使えない状態になりました。それで、避難所の在り方や帰宅困難者の受入れが進んだのですが、そうした市民ではない方々の安全確保は市民の方々の安全確保にもつながるので、関連する事柄として両輪で記載するのがよいかと思います。

例えば、目指す姿2にあらゆる市民と書いてあるのですけれども、ここは、来訪者等を含むなど、含みのある記載がよいかと思えます。目指す姿2の文言は変えられないかもしれませんが、被災者の安全という言い方も、どこまでかというところもあるので、人々と読み替えられるぐらいの広さを持てるとよいかと思えます。

次に、目指す姿2についてです。何度か申し上げていますが、復旧復興に向けて市民に寄り添った支援が行われていますという文言は記載していただいているのですが、項目として書くのがなかなか難しく苦勞されているのかなと読み取っております。実際、この部分の観点が見受けられません。

例えば、ほかの地域でもされているような事前復興の計画をつくる、その中に被災者支援に関してきちんと書き込んでおくことが必要かと思えます。実際に政令市で既に災害を経験している仙台市と熊本市では伴走型の生活再建支援策を取ってしまして、災害ケースマネジメントという言い方もしています。

北海道では、胆振東部地震の後に厚真町で住宅支援に関する災害ケースマネジメントが取られましたけれども、例えば、一人一人に寄り添った支援策を進めることを記載することはできないのかについて提案したいと思えます。

また、先ほどのお話にも出てきたのですけれども、目指す姿3にある避難行動要支援者への支援等と関連するのですが、市役所の中の関係各部との連携というのは、防災・危機管理だけではなく、福祉やまちづくりといった関連部署もそうですし、社会福祉協議会などの関連機関・団体との連携もきちんと明記することが必要だと考えます。

また、専門士、専門的な知見を持つ、例えば、士業会などとの連携について書いていただくと、より実現可能性が高まるのではないかと考えます。

さらに、目指す姿3のところ自主防災組織の活動支援を書いていただいています。例えば、仙台市では、市が支援しているというよりも、独自に町内会や自主防災組織でされているのですが、企業などの自主防災組織同士で協定が結ばれています。例えば、仙台市ですと、こちらの川が氾濫してもあちらの川は氾濫しないといったとき、水害時に市内の自主防災組織同士で助け合うという共助の共助という体制を取っているのです、そういったマッチングを支援することも市としてできるのではないかと考えました。

それから、次の基本目標9には消防団について書いてあるのですが、基本目標8にないのは気になっております。特に、札幌市では、もちろん消火もそうですが、水防活動等に関する消防団の活動意義、また、地震等の際にも消防団の活動意義は大きいと思えますので、そちらの言及も必要かと考えます。

○梶井部会長 ご専門の見地から様々な知見をいただき、ありがとうございます。

消防団に関しては基本目標9には少し書き加えがありますが、さらにこちらにもということだったと思えます。反映させたいと思えます。

また、あらゆる市民というところですが、市民だけではなく、災害時のときには、インバウンドの方もおりますよね。胆振東部地震のときにはインバウンドの方の行き場がなく、

まだオープン前のh i t a r uに宿泊していただいたという事例を札幌市としては持ってありますので、検討いただければと思います。

基本目標8に関して、ほかにございませいか。

○吉岡委員 1点、目指す姿2の「災害時や感染拡大時においても、誰もが安心して医療や介護を受けることができます。」となっているところについてです。その下の四つの丸で医療の体制整備や避難所の整備は明確に示されているのですけれども、介護の分野がやや見えにくいかなという印象を私は受けています。

私がこの領域で思い出すのは、令和2年の春に札幌市北区の介護老人保健施設でコロナが非常に深刻なとき、その施設からお年寄りを移せない、でも、すごく感染が拡大しているという事例です。そういうものも想定しますと、医療を整備する、避難所へ移すということではなく、移動ができずに施設にとどまるしかない高齢者への対策をここに示していたほうがよりよいのではないかなと思います。

○梶井部会長 大西委員、お願いいたします。

○大西委員 避難行動要支援者の医療的な側面からです。

胆振東部地震でブラックアウトが起こったとき、人工呼吸器を在宅で使っている方はすぐに救急搬送で医療機関にということでしたが、在宅で酸素療法を行っている患者で、すぐ命に関わるわけではないけれども、家にあるボンベの酸素がなくなったらどうしようかという方について課題となりました。

医療機関は通院している患者の情報は分かる、医療ガスを提供する企業は契約している患者のご自宅の情報は分かる、ただ、在宅酸素をしている人たちがどの地域にどのぐらい分布しているのかという情報を一元的に把握できているところが全くなく、在宅酸素をしている方の持つボンベの酸素がなくなったときにどうすればよいのかでかなり混乱していたということがありました。

行政が関わっていただかないと難しいところもあると思いますし、何かが起こってから把握しようと思ってもこういったことはできないので、どういう支援が必要な人がいて、そうした方は市にどのぐらいいるのかを平時から把握しておく必要があると思います。そして、医療機関との協働といいますか、医療ガスを扱っている企業との連携を平時からやっておいてほしいと思います。

ここでは何か起こったときの支援中心に書かれているのですけれども、平時から避難行動要支援者を把握しておくことやそういった方とのコミュニケーションをふだんから取っておき、何かあったときにすぐに連携できるようにしていくのがよいのかなと思っています。

○梶井部会長 この分野も本当に深いですね。佐藤委員が先ほどおっしゃったことも大西委員とつながるご意見かと思いますが、平時のときに何をすべきかですね。我々もいろいろな災害を経験してまいりましたので、そのときの反省をもう一回捉え直して、生かすべきものを検討させていただければと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井部会長 それでは、基本目標 8 も含めてですが、基本目標 9 まで広げて皆様からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○大西委員 基本目標 9 目指す姿 2 の救急体制に関わることです。

消防の救急の方たちは、例えば、高齢者の方が転倒し、救急搬送をされたりしますと、こういった受傷機転で骨折まで起こしたのかという情報は一連の流れで医療機関の到着まで把握できており、例えば、札幌市内でどれぐらい高齢者の転倒事故による救急搬送が起こっているのか、受傷機転としてはどういう状況なのか、屋外が多いのか、屋内が多いのかという情報も把握しているのですけれども、地域の保健センターなどの介護予防事業の中にそういった情報は実はあまり活用されておりません。地域の実態としてどういう受傷機転で高齢者の方が転び、転倒しやすいのかという情報を介護予防の領域と共有されることで、実際にこういうところで転んでいる人が多いという指導ができるようになります。ですから、消防の救急体制を強化することも重要なのですけれども、保健分野や介護分野との連携や情報共有の体制強化も重要と感じています。

もう一点、この項目に具体的にどこまで書くのかはすごく難しいのですけれども、私たちの大学で全国の救急搬送のデータを分析したことがあります。心臓が原因で心肺停止状態になった患者がどれぐらい社会復帰できるのかを都道府県別に分析したことがあるのですけれども、社会復帰率が高い都道府県というのは、目撃者がいたときに心肺蘇生の行動を取れる割合が多いということが影響しているという結果が得られました。

ここは、どちらかという、体制の強化という公助が中心に書かれているわけですが、共助です。例えば、誰かが目の前で倒れたとしても心肺蘇生ができる人が市民にたくさんいることが社会復帰率の向上につながるということもありますので、心肺蘇生の知識と技術を持った市民が増えることも重要だということです。

ここに具体的に心肺蘇生ができる人を増やしますと書くかどうかは難しいところですが、救急の在り方として、そうした共助の考え方もぜひ盛り込んでいただけるとよいと感じています。

○梶井部会長 北海道の社会復帰率がどのぐらいの位置にあるのか、大変気になるところでございますけれども、AEDの使い方の普及など、教育面も考えていかななくてはいけないのかなと改めて思いました。

ほかには皆さんからいかがでしょうか。

○吉岡委員 2点ございます。

まず1点目は、目指す姿1の「犯罪や消費生活に関するトラブルの発生が未然に防止されています。」というところについてです。

二つ目の丸のところでは消費者教育について述べられており、この中で高齢者や障がい者

の消費者トラブルの早期発見・救済に向けてという言葉がありますよね。ただ、日本も18歳から成人となりましたし、若い世代の消費者トラブルを私はすごく心配しておりますので、もしも触れることができるのであれば、そうしたことも入れていただきたいなと思います。

二つ目は、目指す姿2の強靱な消防・救急体制が構築されというところですが、中の三つ目の丸に女性消防吏員の活躍を推進し、と出ておまして、ぜひこれは進めていただきたいなと思うのですが、全国的な統計で言うと、令和3年4月1日現在、女性吏員は約3.2%と大変少ないところです。札幌も、ユニバーサル、共生、多様性が強みとなる社会という大きな目標がございますので、積極的に女性消防吏員を増やしていくという姿勢を示せたらいいなと思っております。

救急のサービスも非常に増えていると思うので、男性だけではなく、女性が活躍する場面も非常に多くなっていると思いますので、何か形として示せたらいいのではないかなという意見です。

○梶井部会長 ほかに皆様から何かございませんか。

○福士委員 目指す姿2の強靱な消防ということについてです。

昨今、地域の消防団ではなり手が非常にいないのです。昭和56年の56水害、それから、平成16年の台風の時もそうでしたが、行政よりも早く動いてくれたのは地域の周りの消防団なのですね。自主防災の継続もさることながら、消防団員のなり手です。活動環境や教育体制云々より、もうちょっと踏み込んで、確保というか、なり手を見つけるということをごく文面に入れていただきたいと思います。

先ほど吉岡委員から出ましたように、最近、コスモス女性隊など、女性の団体がたくさん出てきていますよね。最近の自然災害に伴う各地区の防災関係は相当進んでいます。ですから、自主防災関係を含めて、これをうまく次に進めていくと同時に、人の確保も一緒にやっていかないと両輪がうまく働かないのかなと思いますので、それについても入れていただければと思います。

○梶井部会長 消防団ということで、共助の仕組みになろうかと思いますが、これについてもよろしく願いいたします。

それでは、定池委員、お願いします。

○定池委員 目指す姿3のところでも2点あります。

まず、駐輪について、駐輪場の整備はもちろんですけれども、札幌市ではサイクルシェアのポロクルがありますよね。ポートがあって、決まったところに停められて、ある程度乗り入れる数が分かっているので、駐輪場の数も確保できるし、その利用を促進することで個人所有の自転車の乗り入れを防げるといって、そういったみんながハッピーになるようなすばらしいことを札幌市ではやっているのだから、そういったことも書いていただくといいのかなと思いました。

また、ほかのところから出てくるから書いていないのだと思うのですが、事故の少

ない安全な交通環境の交通ルールや自転車マナーが遵守される環境の一つに、冬の除雪体制が確保され、道路の広さが担保されることや歩道がちゃんと見えることも事故を防ぐ環境づくりにおいては大切だと思うので、除雪体制との連動性にも言及していただけると行政の施策がより見えるようになるのではないかと考えます。

○梶井部会長 今年には雪が多くて大変だったわけですので、除雪体制についても一回改めて検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤(理)委員 先ほど吉岡委員がおっしゃっていた女性消防吏員の活躍についてです。

私もどんどん進めていただきたいなと思うのですが、この文章の中にいきなりこれが出てくるので、何でいきなり女性活躍と一瞬思ってしまうのです。女性の活躍というのは、活躍推進法ができてからすごく唱えられてきていますよね。ほかの分野は分からないのですが、今まで女性の活躍が表現されてきたことがなかったもので、これはぜひ進めてもらいたいのですが、ここにいきなり登場するには違和感があるなという気がしました。何かもうちょっと言葉があるとか、別のところに載せるとか、否定しないのですが、文章として載せるのはどうかという気がしました。

○梶井部会長 すごくよく分かります。そうしたら、女性の町内会長も増やそう、もっと活躍をとるでしょうし、消防団には活躍してほしいのですが、ここだけにあることについてですね。

どうぞ言いにくいこともおっしゃってください。お気づきのことがあったらいろいろおっしゃっていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井部会長 資料2と資料3について皆さんから貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日は基本目標の6から9までやってまいりましたけれども、全体を通し、言い忘れたことや言いにくくて言えなかったことがありましたら、ざっくばらんにお出しいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井部会長 それでは、前回の子ども・若者分野、それから、他分野の経済分野、スポーツ・文化分野、環境分野等の資料もお渡ししてありますけれども、こういうことに気がついたということがおありでしたらお出しいただきたいと思います。

お気づきのことがありましたらお願い致します。

○大西委員 先ほどの交通事故のないというところについてです。

結局、都市空間の都市計画の話やコンパクトシティなど、車を使わなくていい社会に

なるということが交通事故を減らす上ではかなり重要なことになるので、当然、ルールの徹底というのは必要と思うのですが、交通事故をなくすという意味では、みんなが車を使わなくても済むようなまちにすることがここに関連してくると思えました。

○梶井部会長 この分野は他分野とも関連しておりますが、その意味では、今、私たちの部会で議論したことについて全体会でもう一回検討していただければと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井部会長 それでは、全体を通して大体出尽くしたと判断させていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（浅村政策企画部長） 長時間にわたり、また、この部会におきましては2度に分けて議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

前回もお話ししましたけれども、分野を横断して複合的に施策が展開され、複数の目標が達成されるようなことが幾つもある、その点について幾つかご指摘をいただきました。この施策の方向性の中で再掲も含め、全体として分かりやすい方向性になるのかについてはもう一度整理をしていきたいと思えます。

最後に大西委員からもご指摘をいただいた交通関係については、ほかの部会でも話が出ていまして、交通分担率をどうするかによって、CO₂の削減にもなりますし、安全にも資するという事もあるので、どう表現するのが一番適切なのかはもう一度考えたいと思えます。

個別のことでいえば、例えば、基本目標6では、多様性というか、ダイバーシティをどうつくっていくかですが、前回議論をさせていただいたユニバーサルなベースとなるものですので、ご指摘をいただいたことも含めて整理したいと思えます。

また、基本目標7は、町内会の今後の在り方ということで、非常に多くの意見をいただけたなと思えます。札幌市は、今、町内会の役割や行政の支援の在り方等を含め、条例化の検討を進めておりますが、そこでも町内会や当事者の方々から様々な意見をいただいております。今日いただいた意見やご指摘を含め、もう少し踏み込めるところがあるのかどうか、また、今後は、この戦略に基づいて個別の計画や施策をつくっていくこととなりますので、そういった場面での生かし方も含めて整理したいと思えます。

それから、浅香委員からもご指摘をいただいた寄附を通じたまちづくり活動についてですが、表現の仕方については検討したいと思っております。ただ、札幌市は、さぼーとほつと基金を通じ、様々なNPO等に支援をしながらまちづくり活動を進めておりまして、行政だけではできないきめ細かい地域へのサービス等があります。ですから、表現の在り方

を工夫しながら、そうしたことを表現できるようにしたいと思います。

それから、基本目標の8と9については、定池委員から雪害や雪との関係のご指摘をいただきました。それについても整理し、どういう書き込みができるのかを検討したいと思います。

それから、女性消防吏員について、佐藤委員から違和感があるというご指摘がございました。消防活動、救急活動の中でもジェンダーを考えることで、そうしたサービスも充実できるということもあるのかなとは思っておりますので、そういった表現ができるのかどうかも含め、検討したいと思います。

ほかにも我々の原案の視点として抜けていることを幾つもお指摘していただけたと思いますので、その点も含め、次回にお示しできるようにしたいと考えてございます。

それでは、次回の会議に関するご案内を企画課長から行います。

○事務局（中本企画課長） 次回は、9月頃に全体の会である審議会を予定しております。具体的な日程はノーザンクロスからご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○梶井部会長 皆様、今日は、お忙しい中、熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、基本目標6から始めたわけですがけれども、基本目標6の最初の丸のところにジェンダー平等が息づく社会の実現に向けてという一文が入っております。ジェンダー平等が息づく社会というのは詩的な感じの表現ですね。札幌市はパートナーシップ条例も持っておりますし、ジェンダー平等の社会の実現については意識していきたいと思います。そういう意味では女性消防吏員への機体も必要ですが、さらに幅広い視点から議論を深められたことについては大変うれしく思っております。皆様のご協力に心から感謝したいと思います。改めて検討し、9月の全体会ではよりよいものをお出しできるのではないかと考えております。

今日は、本当にどうもありがとうございました。

以 上